大阪市住宅審議会委員募集要項

１　対　象

（1）大阪市内に居住していること

（2）大阪市の他の審議会等の委員に就いていないこと

（3）大阪市の職員でないこと

（4）任期の開始時点において満18歳以上であること

２　公募委員数

　　２名

３　任　期

　　２年（令和６年９月１日から令和８年８月31日まで）

４　委員の役割・報酬

　　年に数回程度開催する審議会に出席していただき、市民の立場から、大阪市の住宅施策への幅広いご意見・ご提案をいただきます。審議会に出席していただいた場合は、大阪市が規定する報酬をお支払いします。（別途、交通費は実費支給）

５　応募方法

・応募用紙に氏名、性別、生年月日、住所、電話番号（日中の連絡先）、職業、応募動機、これまでの取組（団体活動やボランティア活動の経歴等）と、下記テーマによる小論文（800字程度）をご記入の上、郵送又は電子メールにてお申し込みください。（区役所等の窓口ではお受けできません）

・小論文については、パソコン等で作成したものをプリントしていただいても結構ですが、その他の項目については応募用紙をご使用ください。

・応募用紙は、都市整備局企画部住宅政策課（市役所６階）、市民情報プラザ（市役所１階）、各区役所、大阪市立住まい情報センター、大阪市サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）で配布しています。また、都市整備局ホームページからも入手できます。

【都市整備局ホームページ】http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/index.html

６　小論文テーマ　（800字程度）

「誰もが住みたい、住み続けたいまちを実現」

～今後の本市住宅政策に必要な視点や取組について、あなたが思うこと～

７　選　考

・公募委員の選考は応募書類をもとに行います。（必要に応じて面接を行う場合があります）

・結果については、後日、文書により通知させていただきます。

・応募書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

８　応募期間

キ リ ト リ

　　令和６年６月17日（月）から令和６年７月16日（火）まで

郵送・電子メールとも令和６年7月16日（火）必着とします

９　応募先

　　〒530－8201　大阪市北区中之島１－３－２０

　　　大阪市都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）

　　　住宅審議会事務局　あて

　　　　（電話）06－6208－9217

（メールアドレス）jyutakushingikai@city.osaka.lg.jp

10　個人情報の取扱いについて

提出いただいた氏名・住所・電話番号などの個人情報は、応募に関する事務連絡等に使用し、他の目的には一切使用しません。

ただし、委員に就任いただいた方の氏名については公開いたしますのでご了承ください。

11　その他

審議会は平日の日中での開催を予定しておりますので、応募に際してご留意ください。